

議事要旨 平成 29 年度 第 1 回空家等対策協議会

次第 1 開会

次第 2 市長あいさつ

次第 3 委員紹介

次第 4 会長、副会長の選出

- ・委員の互選により、会長に中重委員、副会長に石田尾委員を選任した。

次第 5 霧島市の空家等に対する取組について

- ・「空家等の活用の促進」及び「管理不全な空家等の防止・解消」について、事務局から説明。

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：危険廃屋解体撤去補助金制度の補助対象要件において、解体後、3年間は当該土地の売却又は新たな建物の建設を行うことはできないとあるが、この要件の趣旨は何か。

事務局：平成 25 年度に当該制度を開始するにあたり、他市町村の同じような制度を参考にして要件を設定した。

委員：3年間経ってしまうと、その後、土地が売却されても追跡がなかなかできないので費用の回収は難しい。また、相続問題を抱えている土地や空き家については、初期費用がないことで、解体や売却がなされないケースが多いと思う。そういった観点からも、まず補助金を交付し、すぐ売却することで費用の回収をすることができるスキームを検討してほしい。

事務局：本来なら空き家の解体は所有者の責任において行われるべきであることから、公平性の観点からも妥当性などについて検討していきたい。

委員：他市では、空き家バンクに登録している空き家の隣接地にある農地について農地法の適用を緩和している事例がある。霧島市でも検討してほしい。

事務局：他市の事例も踏まえて研究したい。

次第 6 関係機関による連携が図られる取組について

- ・平成 29 年 5 月から運用が開始された法定相続情報証明制度について、與倉委員から説明。

【質疑なし】

次第 7 国の空家等に対する取組について

- ・全国の空き家特措法の施行状況や全国版空き家・空き地バンクなどについて、事務局から説明。

【質疑なし】

次第 8 閉会